

平成27年度事業報告

自平成27年4月 1日

至平成28年3月31日

公益社団法人石川県バス協会

I. 事業概況

平成27年度の我が国経済は、政府による各種経済財政政策等により緩やかな回復基調を続けたが、海外新興国経済が減速するなど後半は足踏み状態となり、先行きが懸念されるようになった。

バス事業については、大都市部の乗合バス事業等で業績改善の動きが見られたものの、人口減少と少子高齢化の進展等を背景に地方部では依然厳しい経営状況が続いている。一方、貸切バス事業は、新運賃・料金制度の下で経営基盤の健全化が進んでいる。また、外国人観光客の増加が我が国経済を牽引しており、バス事業は輸送サービスの提供によりこれに貢献するとともに観光を通じた地域振興に寄与することが求められている。さらに、本年1月に軽井沢スキーバス事故が発生し、国交省の同事故対策検討委員会において、再発防止策の検討が進められているが、利用者に安心してバスをご利用いただくために、バス事業者はもとより、日本バス協会を中心として格段の事故防止対策を進める必要がある。

こうした状況の下、日本バス協会を中心として地方におけるバス路線の維持・再編や貸切バスの新運賃・料金制度の定着及び安全輸送の確保や輸送サービスの改善等バス事業の重要な課題について取り組んでまいりました。また、当協会としても、公共交通機関としての国民生活に果たす役割・責任において、会員各位とともに英知を結集し、利用者ニーズに対応した創造性豊かなサービスの提供、山積する諸課題の克服に努めるとともに、公共的使命の完遂とバス事業の健全な発展によって地域社会の福祉の増進を目指し、積極的に取り組んでまいりました。

主な報告事項は、下記のとおりであります。

記

1. バス事業関係諸制度及び税制等への対応

地域公共交通の再構築として「交通政策基本法」に基づく「地域公共交通活性化再生法」の改正法が一昨年11月に施行され、地方公共団体が中心となった地域公共交通網形成計画や同再編実施計画が動き出しました。また、平成28年度税制改正要望として、自動車関係諸税の負担軽減と消費税増税の際の軽減税率の適用などによる負担軽減について、バス業界挙げて要望活動を行いました。

その結果、自動車関係諸税では、自動車取得税の条例バス特例非課税措置及び自動車税のグリーン化特例（車齢11年以上の乗合バス車両への10%重課の免除措置）は平成29年3月まで延長、営自格差の見直しについては、営業用バスに対する軽減措置は維持、自動車取得税の廃止に伴う環境性能課税の導入については、平成29年4月より自動車の取得時に課税（燃費性能を基本とした異なる税率、営自格差堅持（最大税率2%）、さらに条例バス特例・バリアフリー特例・ASV特例について平成31年3月までいずれか一つ適用）導入となりました。また、外形標準課税については、従来どおり資本金1億円超の普通法人が対象（中

小企業へは適用拡大なし)となった。さらに、生活交通であるバスの運賃に関する消費税の軽減税率の適用について、平成29年4月の税率10%導入時を目指すとされていたが、実現しなかった。同様に、軽油引取税の当分の間の税率(旧暫定税率)の撤廃についても、実現しなかった。

2. 環境対策の推進

- (1) 地球温暖化ガスの削減及び大気環境の改善に資するため日本バス協会の「環境対策を強化する月間」等において、「不正改造車排除強化月間」、「自動車点検整備推進運動強化月間」、「エコドライブ強化月間」等の推進実施及びバスマスクによる広報啓発に努めるとともに石川県の「エコドライブ推進運動」、「全国不正軽油撲滅強化月間」の周知啓発にも積極的に協力しました。
- (2) 運輸事業振興助成交付金事業による助成制度を活用したドライブレコーダー及び日本バス協会と協調助成した地方路線バス及び貸切バス(中古車)の導入に対する助成を実施し、導入促進を図るなど環境対策に努めました。

3. 交通バリアフリー対策の推進

- (1) 交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス(ノンステップ、リフト付バス等)車両の導入促進及びバリアフリー車両の標準仕様ノンステップバス認定要領の一部改正について会員への周知を図るなどバリアフリー対策に努めました。

また、障害者差別解消法の施行に向けた関係者への周知について、合同委員会を通じ、会員への周知を図りました。

- (2) バス停等のバリアフリー化をはじめとするインフラ整備について、関係行政機関への働きかけに努めました。

4. 安全輸送対策の推進

- (1) 事故防止委員会等を開催し、「バス事業における総合安全プラン 2009 の改定」、「交差点における事故防止対策(右左折時の一旦停止)」、「アルコール検知器の適切な使用及び管理」、「無免許運転防止対策」、「携帯電話の不適切な使用事案」、「大型自動車の車輪脱落事故防止」、「バス車両の車枠・車体等の腐食防止」、「確実な自動車の保守管理(定期交換部品)」、「自動車事故報告書等の取扱要領の一部改正」等について、会員への説明周知等に努め、安全輸送対策の推進を図りました。

また、貸切バス転落事故に関し、貸切バスの安全確保の徹底通達を受けて、事故防止・労務・貸切合同委員会を開催し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を中心とした研修会を同時開催し、貸切バス事業における法令マニュアル等及び運転者に対する教育指導監督の再確認について、会員への周知を図るとともに、経営トップが危機意識をもって貸切バス事業の信頼回復及び安全風土の構築を図るよう周知に努めました。

- (2) バス事故の3割を占める車内事故の防止を図るため、7月に日本バス協会主導により実施した「車内事故防止キャンペーン」について、特に発進時の事故の割合が高い傾向にあり、地方自治体に広報掲載を要請し啓発活動に努めました。

- (3) ゴールデンウィークや夏の多客期及びパリやブリュッセルでの連続テロ事件を踏まえたバスジャック・テロ対策をはじめとする危機管理対策、年4回の

交通安全運動及び年末年始の安全総点検等を通じて安全意識の高揚に努めました。特に、11月には金沢市消防局主催の「大規模救急救助訓練」に共催で参加し、負傷したバス乗客の救助時におけるDMAT等関係機関との連携対応について会員への周知に努めました。

(4) 運輸事業振興助成交付金事業による助成制度を活用し「睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査」をはじめ「運転者の安全研修受講」、「ドライブレコーダー導入」、「アルコール検知器導入」及び日本バス協会と協調助成した「衝突被害軽減ブレーキ装備車導入」に対する助成を実施するなど運転者安全教育の充実や安全なバス等の導入促進に努めました。

(5) 平成27年12月14日、石川県地場産業振興センターにおいて、北陸信越運輸局石川運輸支局長を来賓に迎え第11回優良運転者認定式を開催しました。

また、同日同会場で第11回運転者講習会(140名出席)を開催し、「交通事故防止」及び「おもてなし」に関する研修を実施しました。

5. 走行環境及び輸送サービスの改善

都市部、特に金沢市における道路交通渋滞の解消及び走行環境の改善と公共交通利用促進を図るため、バス専用レーンの拡充実験等について関係機関と連携して働きかけを行いました。

6. 高速バスの振興策の推進

事故防止委員会等を通じ、各種通達や高速道路を運行するバスの安全対策等の説明など会員への周知に努めました。

7. 貸切バスの振興策の推進

(1) 貸切バス・バス事業倫理適正化合同委員会を開催し、貸切バスの新運賃・料金の収受状況等に関する調査を実施したところ、回答のあった会員事業者全てが収受又は概ね収受できているとの結果であり、今後も制度定着に向けて全ての会員事業者が足並みを揃えて制度を遵守していくことを確認しました。さらに、新運賃・料金制度に関する実務担当者研修会を同時開催し、Q&A等により理解を深めました。また、新運賃・料金制度に関する広報として、バスの日関連の新聞広報に掲載するなど周知PRに努めました。

(2) 貸切バス事業者の安全性評価・認定制度についての会員への周知と、実施機関である日本バス協会の認定申請に係る現地訪問審査等に協力し、平成27年度は、11社が「三つ星」に1社が「二つ星」に昇格、1社が「一つ星」に新規認定され、認定会員事業者は32社中19社となりました。

(3) 白バス等貸切バス営業類似行為に対して、関係行政機関と連携を密にし、その排除に努めるとともに、取締りの強化を求めました。

(4) 旅行業界との「安全運行パートナーシップガイドライン」協定に基づき「第7回旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を開催し、貸切バスの新運賃・料金制度の定着及び安全運行確保等バス事業の現状と課題について相互理解を求めました。

(5) バス事業の収支状況等の分析結果情報を会員に提供しました。

8. 労働問題への対応

(1) 日本バス協会の労務委員会における賃金・労働時間等労務管理の適正化に係

る情報の収集や過重労働解消キャンペーンの実施など会員への周知に努めました。

- (2) 労務・事故防止合同委員会を開催し、「事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策（再通達）」や「バス運転者の確保及び育成に向けて」、「労働安全衛生法の一部改正について」、「事業用自動車における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル（改訂）」等及び労働局からの長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について説明するなど会員への周知に努めました。

9. 運輸事業振興助成交付金事業

- (1) 平成27年度の交付金額(石川県の補助額)、17,589,000円を財源として実施した主な事業は、次のとおりであります。

- ① 安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断助成、運行管理者の一般講習助成、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成、ドライブレコーダー導入助成、アルコール検知器導入助成、運転者安全研修費助成、運転者講習会や優良運転者の認定式の開催、交通安全意識の啓発活動として新聞等による広報活動等を実施しました。
- ② 輸送サービスの改善に関する事業として、「バスの日」関連事業新聞広報等及びチラシを作成し各自治体に広報依頼するとともに利用促進・違法バス追放キャンペーンを金沢駅において展開しました。
又、バス利用者の利便性の向上を図るため、金沢駅からのアクセスガイド(便利マップ)を作成して利用者に配布しました。
さらに乗合事業者のバス停、待合室等、利用者利便増進に必要な施設整備事業に助成を行いました。
- ③ 環境対策事業として、日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バス中古車導入に対する助成を実施しました。

- (2) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」の実施に関し、所定の手続きを行いました。

10. その他

- (1) 優良運転者認定制度の拡充について

平成17年度に施行した優良運転者の認定制度について、バス業界における安全向上対策の一環として継続推進して取り組み、運転者の安全意識の高揚に努めました。

- (2) 広報活動事業

協会ホームページ及びバスの日を中心とした新聞・ラジオ・チラシ等を活用して貸切バス新運賃料金制度及び公共交通としてのバス利用促進広報に努めました。

以上のような事業計画の遂行にあたり協会会員相互の団結を強め、諸問題に取り組んできたところでありますが、これを更に平成28年度も継続してその取り組み強化に努めます。